

消費者のための独占禁止法

第二弾

昨年度に引き続き、「消費者のための独占禁止法」講座を開催いたします。

今年度は、消費者と独占禁止法の間を考えたために、この法律で具体的に禁止されている行為を手がかりに、考え方を学んでいこうと思います。特に、一見、消費者の立場からすると望ましく思える行為を独占禁止法が禁止している場合がありますが、これらは一体どのような論理で問題とされているのかを見ていきたいと思ひます

講師 石岡 克俊さん

慶應義塾大学産業研究所准教授

■ 第1回

7月6日(水) 18:00~19:30

「価格が安いことは
消費者にとって
いいことでしょうか？」

■ 第2回

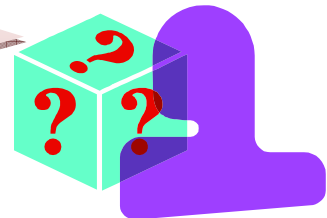
7月20日(水) 18:00~19:30

「どこに行っても
価格が同じということは
消費者にとって
いいことでしょうか？」

■ 第3回

8月3日(水) 18:00~19:30

「サービスや機能の互換
性は消費者に幸せを
もたらすのでしょうか？」



会場 ◆ 主婦会館プラザエフ 3F
主婦連合会会議室

(JR四ツ谷駅 麴町口前徒歩1分)

参加無料、お申し込みはいりません。どなたでもご参加いただけます。

「消費者のための独占禁止法」第二弾

■第1回 7月6日(水) 18:00~19:30

「価格が安いことは消費者にとっていいことでしょうか？」

消費者にとって安い価格で商品やサービスを購入することができるのは望ましいことであるはずですが、でも、独占禁止法はこれを禁止行為の一つとして掲げています(不当廉売)。どんな場合にこの行為は禁止されるべきなのでしょう？考えてみたいと思います。

■第2回 7月20日(水) 18:00~19:30

「どこに行っても価格が同じということは消費者にとっていいことでしょうか？」

どこのお店でもある商品やサービスが同じ値段で購入することができるのだとすれば、買った後、もっと安い店を見てがっかりすることもなく安心できます。でも、独占禁止法は若干の例外を除き、これを認めません(再販売価格の拘束)。これはなぜなのでしょう？考えてみたいと思います。

■第3回 8月3日(水) 18:00~19:30

「サービスや機能の互換性は消費者に幸せをもたらすのでしょうか？」

コンピューターのソフトなど、みんなが使っているものが普及すればするほど、まわりの人とファイルの互換性がスムーズにいき、使い方についてわからないことがあっても、みんなが使っているので、教わりやすいですね。

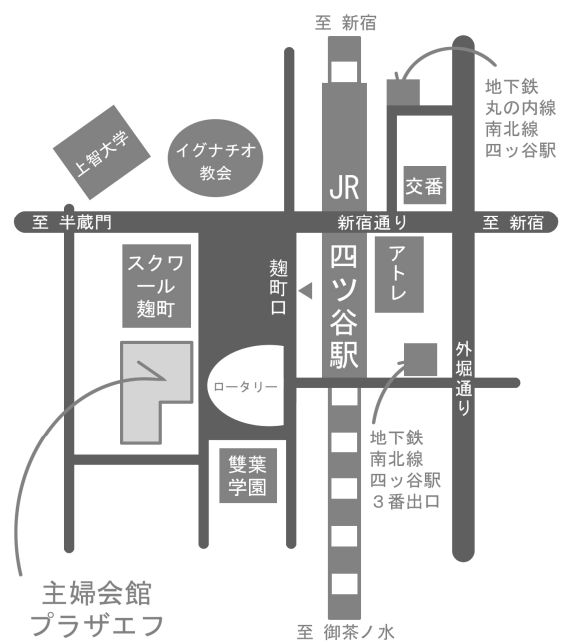
しかし、見方によれば、これも独占の問題です。こうした問題をわたしたちはどう考えていくべきでしょうか？考えてみたいと思います。

- ◆場所： 主婦会館プラザエフ 3F 主婦連会議室
- ◆参加費無料。お申し込みはいりません。
どなたでも参加できます。

お問い合わせは、主婦連合会事務局

03-3265-8121

info@shufuren.net まで



◆JR 四ッ谷駅 麹町口前(徒歩 1分)

◆東京メトロ南北線/丸の内線 四ッ谷駅(徒歩 3分)